

健康事業所宣言書

当事業所は、「健康経営」の考え方に基づき、従業員の健康増進を図り元気に働く事業所をめざすため、「生き活き健康事業所」として、次の取組を積極的に行うことを宣言いたします。

- 健診受診率100%
 - ・被保険者(35歳以上)の健診受診率を100%とします。
 - ・被扶養者(40歳以上)の健診受診率を50%以上とします。
- 社員・家族の生活習慣改善を支援(保健指導対象者に該当した場合)
 - ・被保険者の特定保健指導の実施率を35%以上とします。
 - ・被扶養者の特定保健指導を推奨します。
- 社員・家族の二次検査・治療の推奨
 - ・健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関に受診するように推奨します。
- 「事業所オリジナルプラン」に取り組みます。

株式会社 ヤマダテクニカルサービス

登録番号 1578

貴事業所を生き活き健康事業所として登録します。

令和6年9月12日

全国健康保険協会群馬支部
支部長 岡田 芳久

